

本機関の発議による計画策定プロセスの開始要件のうち広域的取引の環境整備に関する要件への適否の状況について

送配電等業務指針第33条第3項の規定に基づき、本機関の発議による計画策定プロセスの開始要件のうち広域的取引の環境整備に関する要件への適否の状況を下記の通り取りまとめましたので、公表いたします。

記

1. 対象要件及び適否の状況等

検討開始要件		対象期間	適否の状況	備考
ア	連系線の利用実績	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	適	第4回広域系統整備委員会（平成27年8月24日）、第15回広域系統整備委員会（平成28年7月29日）で進め方を議論済みであり、新たに計画策定プロセス開始の対象となる連系線はございません
イ	連系線の年間計画	平成29年4月～ 平成30年3月	適	
ウ	連系線の長期計画	平成31年度～ 平成38年度	適	
エ	市場取引状況	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	適	
オ	地内基幹送電線の制約による出力制限の実績	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	否	—
カ	電気供給事業者の増強ニーズ	平成29年4月1日～ 平成29年3月31日	否	—

※上記要件に関する状況の詳細は、別紙の通り

以上

別紙 要件適否の状況に係る詳細について

電力広域的運営推進機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件のうち、広域的取引の環境整備に関する要件への適否の状況について  
[2016年度第4四半期結果まとめ]

2017年6月27日  
電力広域的運営推進機関

## 要件適否の状況について

### ①連系線について(送配電等業務指針第33条第1項第2号 ア～エ)

2

- 連系線の利用実績(2016年4月～2017年3月)、年間計画(2017年4月～2019年3月)、長期計画<sup>※</sup>(2019～2026年度)、および市場取引状況(2016年4月～2017年3月)から、**計画策定プロセスの検討開始要件に適合した連系線は下表のとおり。**
- 今回、検討開始要件に適合した連系線については、**第4回広域系統整備委員会(2015年8月24日開催)、第15回広域系統整備委員会(2016年7月29日開催)で進め方を議論済であり、新たに計画策定プロセス開始の対象となる連系線はございません。**

要件に適合した 連系線	適合した検討開始要件			
	ア 連系線の 利用実績	イ 連系線の 年間計画	ウ 連系線の 長期計画 <sup>※</sup>	エ 市場取引 状況
北海道本州間連系設備	○	○		○
東北東京間連系線		○	○	
東京中部間連系設備	○	○		○
中国九州間連系線		○	○	

※「ウ連系線の長期計画」は、平成29年3月10日17時までに当機関が受け付けた長期連系線利用計画による評価  
(市場環境整備によるマージン設定前)

(送配電等業務指針第33条第1項第2号 ア～エ)

検討項目	適合要件
ア 連系線の利用実績	連系線の利用実績において、過去1年間に運用容量に対する空容量が5%以下となった時間数が、過去1年間の総時間数の20%以上となった場合。但し、連系線の空容量の算定にあたっては、他の連系線への迂回が可能である潮流については、他の連系線に迂回したもものとして取り扱う(以下、イ、ウ及びカにおいて同じ。)
イ 連系線の年間計画	連系線の年間計画において、運用容量に対する空容量が5%以下となる時間数が、年間計画を管理する対象の期間の総時間数の20%以上となった場合。
ウ 連系線の長期計画	連系線の長期計画において、運用容量に対する空容量が10%以下となる年度が、3年度以上となった場合。
エ 市場取引状況	卸電力取引所が運営するスポット取引において、過去1年間に市場分断処理を行った商品の数が、過去1年間の総商品数の20%以上となった場合。 <sup>※1</sup>

※1 「市場分断処理」とは、約定処理の結果、地域間の売買約定量の積算量が連系線の空容量を超過し、当該空容量を制約条件として再度約定処理を行うことをいう。

## 要件適否の状況について

### ②地内基幹送電線の制約による出力制限の実績(送配電等業務指針 第33条第1項2号 オ)

年間最大・最小需要発生時の地内基幹送電線の空容量実績が運用容量の5%以下となった場合又は電気供給事業者から発電設備等の出力に制限が生じている申出があった場合に、発電に恒常的な制限が発生している事実が確認されたとき。



- 一般送配電事業者より2016年度の実績データを収集
- 電気供給事業者に対して発電設備の出力制限に関する情報提供を依頼

**以上を実施した結果、指針第33条第1項第2号オの要件に該当する地内基幹送電線の制約による出力制限の実績はありませんでした。**

<参考> 地内基幹送電線の制約による出力制限の実績に関する計画策定プロセスの検討開始要件とは

(送配電等業務指針第33条第1項第2号 オ)

検討項目	適合要件
オ 地内基幹送電線の制約による出力制限の実績	一般送配電事業者の供給区域ごとの年間最大需要発生時又は年間最小需要発生時の地内基幹送電線の空容量の実績が運用容量の5%以下となった場合又は本機関の情報提供の求めに対して電気供給事業者から発電設備等の出力に制限が生じている旨の申出があった場合において、地内基幹送電線の制約が原因で電気供給事業者の発電に恒常的な制限(託送供給契約にしたがった発電の制限その他系統連系の前提となっている制限を除く。)が発生している事実が確認されたとき。

③電気供給事業者の増強ニーズについて(送配電等業務指針 第33条第1項2号カ)

過去の計画策定プロセスで基本要件を定めた上で、増強に至らなかった広域連系系統について、事業者の増強ニーズなどを踏まえ、一定の条件に達した場合に検討開始要件とする。

過去の計画策定プロセスで「基本要件を定めた上で、増強に至らなかった広域連系系統」がないため、指針第33条第1項第2号カの要件に該当する案件はありませんでした。

<参考> 電気供給事業者の増強ニーズに関する計画策定プロセスの検討開始要件とは

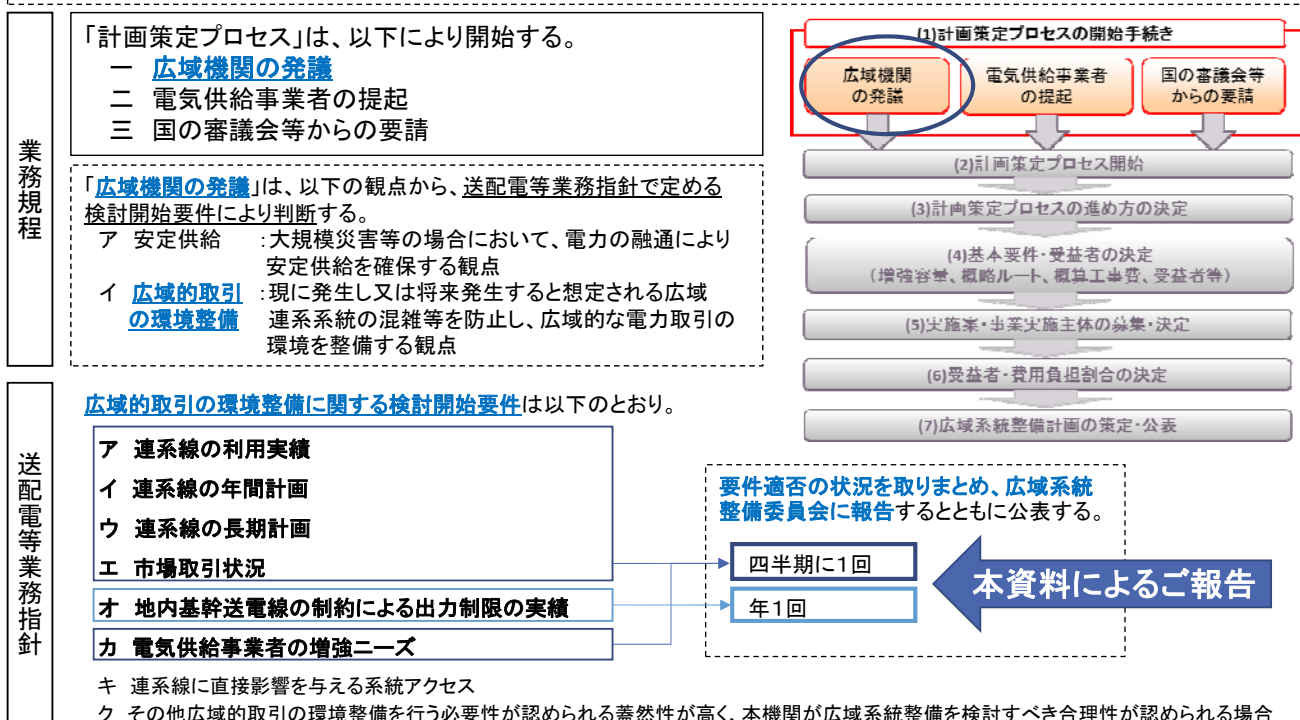
(送配電等業務指針第33条第1項第2号カ)

検討項目	適合要件
カ 電気供給事業者の増強ニーズ	複数の電力の広域的取引を行おうとする電気供給事業者から過去3年以内に受領した増強ニーズの総量が過去の計画策定プロセス(但し、広域連系系統の増強に至らなかったものに限る。)において定めた基本要件の増強容量を超過した場合。

<参考> 第1回広域系統整備委員会 資料8 P3 抜粋(一部修文)

○計画策定プロセスの広域的取引の環境整備に関する検討開始要件

計画策定プロセスの検討開始要件のうち、広域的取引の環境整備に関する検討開始の要件適否の状況について定期的に報告することが、業務規程、送配電等業務指針に規定されている。



送配電等業務指針第33条第1項第2号アからエまでの要件適否の状況に係る詳細について(平成29年3月末現在)

ア. 地域間連系線の利用実績

連系線	2016/4~2017/3		判定
	順方向	逆方向	
北海道本州間連系設備	0%	74%	○
東北東京間連系線	0%	0%	
東京中部間連系設備	7%	38%	○
中部関西間連系線	0%	1%	
北陸関西間連系線	0%	0%	
関西中国間連系線	0%	0%	
中国四国間連系線	0%	5%	
中国九州間連系線	0%	8%	
中部北陸間連系設備	14%	10%	※
関西四国間連系設備	0%	1%	※
中部北陸間連系設備 北陸関西間連系線迂回	0%	0%	
関西四国間連系設備 中国四国間連系線迂回	0%	5%	

イ. 地域間連系線の年間計画

連系線	2017/4~2019/3		判定
	順方向	逆方向	
北海道本州間連系設備	2%	85%	○
東北東京間連系線	26%	0%	○
東京中部間連系設備	1%	86%	○
中部関西間連系線	0%	1%	
北陸関西間連系線	0%	0%	
関西中国間連系線	0%	0%	
中国四国間連系線	0%	0%	
中国九州間連系線	0%	97%	○
中部北陸間連系設備	4%	2%	
関西四国間連系設備	2%	1%	
中部北陸間連系設備 北陸関西間連系線迂回	0%	0%	
関西四国間連系設備 中国四国間連系線迂回	0%	0%	

判定 ○ :運用容量に対する空容量が5%以下の時間数比率が、過去1年間で20%以上となった場合  
※他の連系線への迂回が可能である潮流については、他の連系線に迂回したものとして取り扱い総合的に判断する

ウ. 地域間連系線の長期計画

空容量/運用容量(「電力取引市場の環境整備のためのマージン」設定前)

連系線	時間帯	方向	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	判定
			北海道本州間連系設備	ピーク	順方向	49%	49%	47%	47%	47%	
		逆方向	34%	34%	36%	36%	36%	36%	36%	39%	
東北東京間連系線	ピーク	順方向	0%	1%	4%	5%	0%	0%	0%	86%	○
		逆方向	738%	724%	698%	680%	829%	816%	816%	38%	
東京中部間連系設備	ピーク	順方向	69%	70%	83%	80%	80%	80%	80%	64%	
		逆方向	1%	0%	43%	45%	45%	45%	45%	61%	
中部関西間連系線	ピーク	順方向	114%	146%	146%	142%	142%	142%	142%	80%	
		逆方向	61%	38%	39%	41%	41%	41%	41%	85%	
北陸関西間連系線	ピーク	順方向	76%	99%	99%	99%	99%	99%	101%	96%	
		逆方向	126%	95%	95%	95%	95%	95%	93%	100%	
関西中国間連系線	ピーク	順方向	148%	136%	147%	147%	147%	147%	147%	88%	
		逆方向	33%	34%	27%	27%	26%	26%	23%	64%	
中国四国間連系線	ピーク	順方向	22%	22%	22%	22%	22%	22%	22%	23%	
		逆方向	100%	100%	101%	101%	101%	101%	101%	100%	
中国九州間連系線	ピーク	順方向	628%	564%	635%	635%	635%	635%	635%	100%	
		逆方向	1%	13%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	○
中部北陸間連系設備	ピーク	順方向	188%	192%	192%	192%	192%	192%	192%	100%	
		逆方向	12%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	100%	※
関西四国間連系設備	ピーク	順方向	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	0%	※
		逆方向	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	100%	※
中部北陸間連系設備 北陸関西間連系線迂回	ピーク	順方向	93%	63%	63%	63%	63%	63%	60%	46%	
		逆方向	61%	83%	83%	83%	83%	83%	85%	96%	
関西四国間連系設備 中国四国間連系線迂回	ピーク	順方向	53%	53%	53%	53%	53%	53%	53%	10%	
		逆方向	49%	49%	49%	49%	49%	49%	49%	100%	

□:運用容量に対する空容量が10%以下の年

判定 ○ :運用容量に対する空容量が10%以下の年が3年以上となった場合  
※他の連系線への迂回が可能である潮流については、他の連系線に迂回したものとして取り扱い総合的に判断する

エ. 市場取引状況

市場分析処理の時間数比率(2016/4~2017/3)

連系線	北海道本州間連系線		東北東京間連系線		東京中部間連系線		中部関西間連系線		北陸関西間連系線		関西中国間連系線	
	順方向	逆方向	順方向	逆方向	順方向	逆方向	順方向	逆方向	順方向	逆方向	順方向	逆方向
分析比率	0.1%	71.0%	1.0%	0.0%	5.8%	51.0%	0.1%	0.1%	0.3%	0.0%	0.0%	0.1%
判定		○				○						

連系線	中国四国間連系線		中国九州間連系線		中部北陸間連系線		関西四国間連系線	
	順方向	逆方向	順方向	逆方向	順方向	逆方向	順方向	逆方向
分析比率	0.0%	0.0%	0.0%	6.9%	0.1%	0.5%	0.0%	0.1%
判定								

判定 ○ :過去1年間に市場分析処理を行った商品の数が、過去1年間の総商品数の20%以上